

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 24 日

【照会先】

年金局（代表電話）03(5253)1111
事業企画課調査室長補佐 長谷川(内線 3582)
（直通電話）03(3595)2794
事業管理課長補佐 松浦（内線 3661）
（直通電話）03(3595)2730
日本年金機構国民年金部長 隠岐
（直通電話）03(6892)0762

令和 7 年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します
～昨年度に引き続き、国民年金第 1 号被保険者の最終納付率 80%超を継続～

厚生労働省では、このほど、令和 7 年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去 2 年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第 1 号被保険者の令和 7 年度最終納付率（令和 5 年度分保険料）^{（注 1）}は、85.6%
・ 前年度から 1.1 ポイント増加し、平成 24 年度最終納付率（平成 22 年度分保険料）64.5%から 21.1 ポイント増加し、13 年連続で上昇。

注 1）令和 7 年度最終納付率：令和 5 年 4 月分～令和 6 年 3 月分の保険料納付対象月数のうち、令和 8 年 4 月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成 16 年度最終納付率（平成 14 年度分保険料）以降、最高値
- ・ 現年度納付率（令和 7 年度分保険料）は 79.6%（前年度から 1.0 ポイント増）となっており、平成 23 年度の現年度納付率（平成 23 年度分保険料）から 14 年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第 1 号被保険者が減少する中、納付月数は 7,732 万月と前年度より 20 万月増加、全額免除・猶予者は 595 万人と前年度より 2 万人増加。

- ◇ 令和 7 年度末の未納者^{（注 2）}は、67 万人であり、前年度より 5 万人減少。
なお、厚生年金保険被保険者（第 1 号厚生年金被保険者の収納率は 99.0%）、国民年金第 3 号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体でみると、未納者は約 1%（別添資料 1 及び 2）

注 2）未納者とは、国民年金第 1 号被保険者であって 24 か月（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）の保険料が未納となっている者。

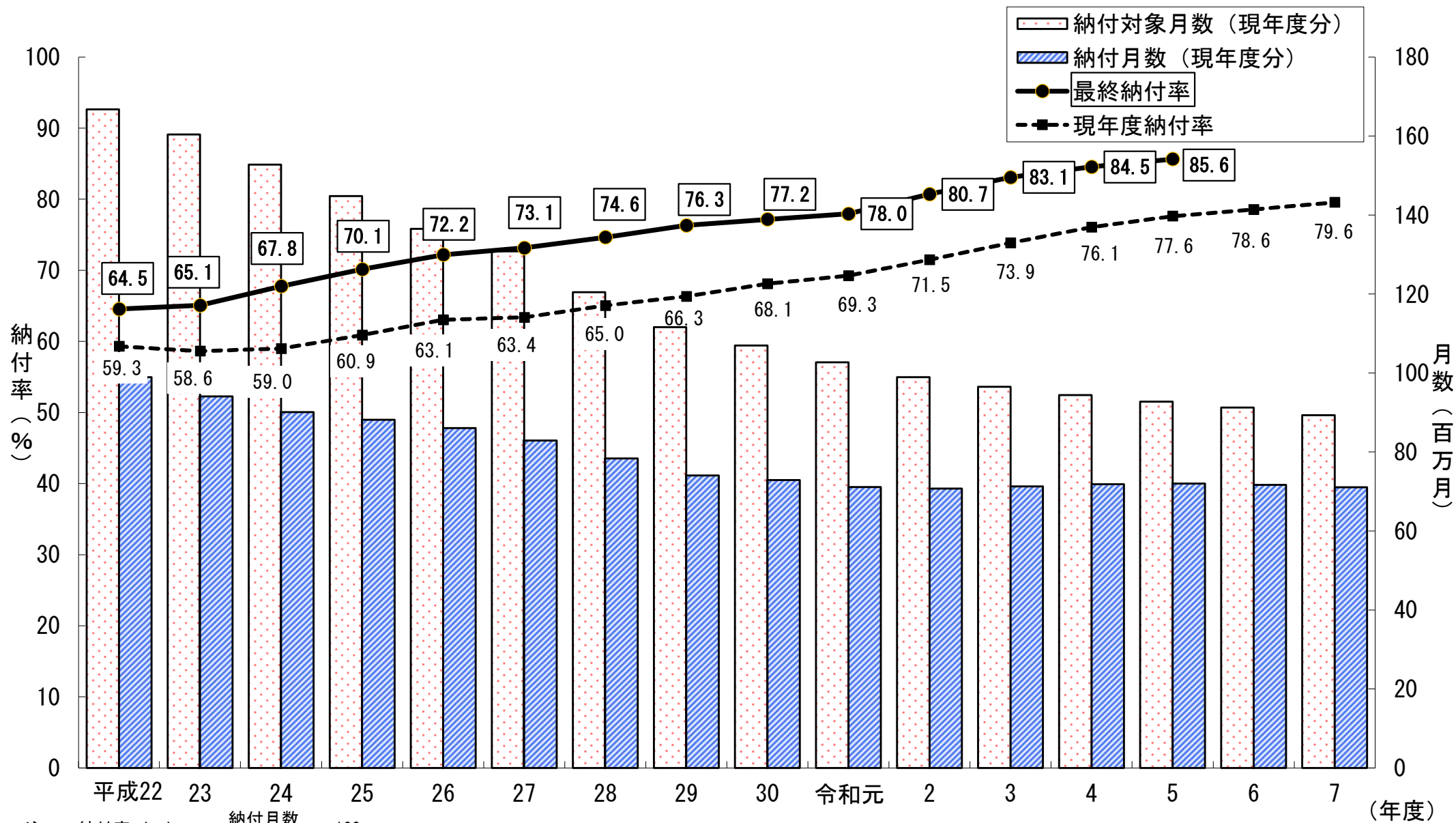
- ◇ 日本年金機構（平成 22 年 1 月発足）では、発足当初 60%台であった最終納付率について、80%台半ばを目指して以下の取組を実施した結果、最高値を更新（4 年連続で 80%台）（別添資料 3 及び 4）

（令和 7 年度の主な取組）

- ・ 年代、所得、未納月数などに応じた納付勧奨
- ・ 口座振替やクレジットカード納付、スマートフォンの決済アプリ等による電子納付など多様な納付方法の周知・利用促進
- ・ 未納者数が多い大都市圏の 20 か所の年金事務所の体制強化、他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^{（注 3）}等の継続

注 3）沖縄県最終納付率（令和 5 年度分保険料）は 81.8%となっており、日本年金機構が発足した平成 24 年度最終納付率（平成 22 年度分保険料）の 44.4%から 37.4 ポイント増となっている。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）

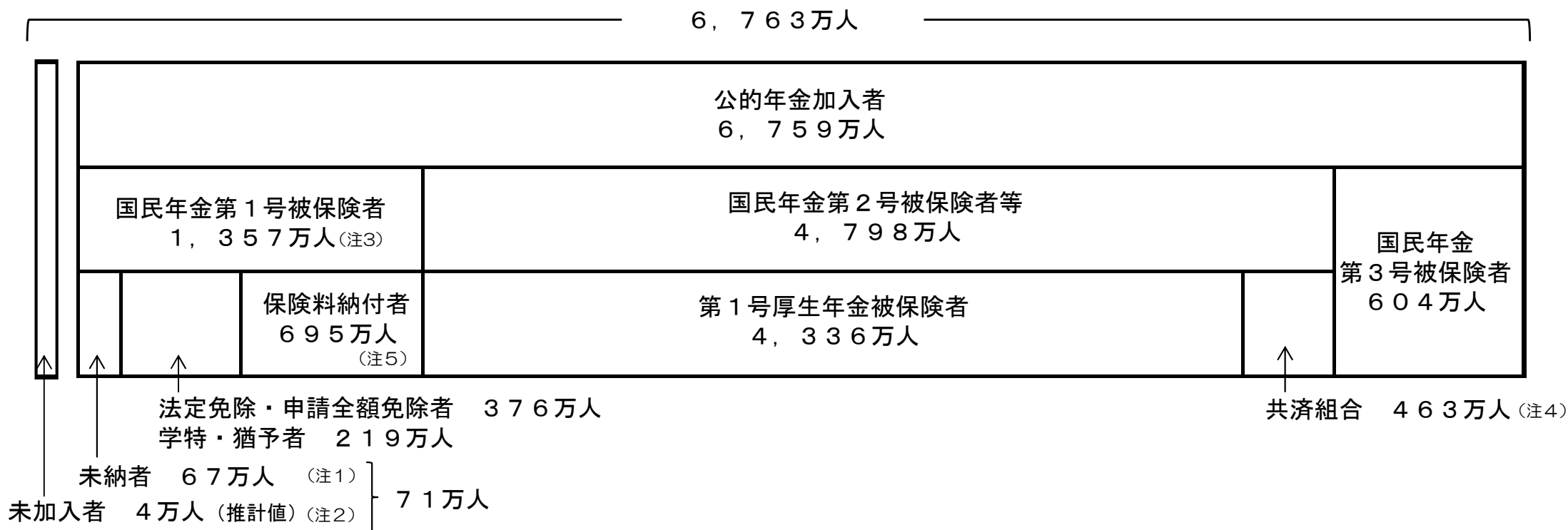


注1 納付率（％）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数は含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

＜参考＞ 公的年金加入者の状況（令和7年度末）



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和6年4月～令和8年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

3) 令和8年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。

4) 令和7年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

○ 口座振替納付

※R6. 3～口座振替の電子申請を導入
(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
2,917万月 → 2,876万月 → 2,791万月

○ クレジットカード納付

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
587万月 → 618万月 → 608万月

○ 2年前納制度

・口座振替による2年前納制度

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
31万月 → 25万月 → 26万月

・現金及びクレジットカードでの
2年前納制度

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
17万月 → 39万月 → 58万月

○ コンビニ納付

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
2,108万月 → 2,057万月 → 2,028万月

○ インターネット納付

※R6. 8～「納付書によらない納付」を導入
(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
888万月 → 972万月 → 1,039万月

うち

スマートフォン決済アプリ納付

※R5. 2～導入

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
225万月 → 339万月 → 410万月

市町村からの所得情報

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等
勧奨

納付督促の実施

・質の向上
・効率化

文 書

R5年度 3,826万件
R6年度 4,150万件
R7年度 4,863万件

電 話

R5年度 1,873万件
R6年度 1,904万件
R7年度 1,850万件

督促
度重なる
に応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最終催告状	176,779件	168,456件	163,419件
督促状	102,238件	99,962件	100,389件
財産差押	30,789件	26,797件	26,859件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27. 10～)

[実績] R5年度 86件 → R6年度 82件 → R7年度 86件

○ 納付督促の外部委託 (H17. 10～)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文書	972万件	903万件	877万件
電話	1,841万件	1,877万件	1,826万件
合計	2,813万件	2,780万件	2,703万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

・免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大 (H28. 7～)
- 申請免除の簡素化 (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26. 10～
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5. 3～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26. 4～)
- 免除委託制度開始 (H28. 4～)
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始 (R4. 5～)

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

【別添資料3】

国民年金の適用促進・保険料収納対策（１／３）

令和７年度計画の概要	令和７年度計画に係る主な取組
○確実な適用の実施 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される本人確認情報を基に、海外転入者等を早期に適用される仕組みを構築し、確実に適用を実施。	○確実な適用の実施 - 令和６年10月より、<u>J-LISから提供される本人確認情報に基づき、海外から転入された方等を早期に把握するためのシステムを稼働させ、毎月、年金制度未加入者への届出勧奨及び職権適用を実施</u>し、令和７年度末までに9.3万人を職権適用。 - J-LISから提供される本人確認情報を活用し、令和７年度末までに、20歳到達者96.2万人、年金制度未加入である節目年齢（34・44・54歳）到達者1.5万人を職権適用。
○制度周知及び制度理解の促進 - 若年者向けの年金セミナー等を実施するとともに、20歳到達月の前月に前納制度、口座振替等による納付案内を実施。 - 引き続き、ハローワークと連携し、雇用保険説明会における届出勧奨や失業特例免除制度の説明等の取組を進める。 - 国民年金加入時に使用する効果的なチラシ・パンフレット及びSNSや機構ホームページ等を活用し、制度案内を充実。 - 国民年金産前産後免除制度の更なる周知を図る。	○制度周知及び制度理解の促進 <u>20歳到達月の前月に前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内したお知らせを送付</u>するとともに、市区町村の協力により電話番号が収録できた20歳到達者4.5万人に対して、<u>電話による納付、前納、口座振替、学生納付特例、免除・猶予制度の案内を実施</u>した結果、<u>20歳到達者の納付率は74.9%（対前年度比＋1.9pt）</u>となった。 - ハローワークが実施する雇用保険説明会において、離職者に対する被保険者種別変更の届出及び失業を事由とする特例免除制度について周知を行うとともに、届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促進。また、国民年金の加入手続及び保険料免除申請等の電子申請利用について、全国のハローワークに周知を依頼。 <u>20歳到達者向けに国民年金制度の概要や納付することのメリットや、各種納付方法、学生納付特例制度等を分かりやすく周知するための動画に係る二次元コードを「20歳到達前に送付するお知らせ」へ掲載</u>するとともに、<u>機構公式X（旧Twitter）により制度周知</u>を実施。 - 国民年金の加入、保険料の免除、付加保険料及び産前産後免除に係るマイナポータルを利用した電子申請について、市区町村に対してホームページや広報誌への掲載による制度周知を依頼。 - 民間企業や地域の社会福祉協議会等と協力した産前産後免除に係る制度周知を実施。

国民年金の適用促進・保険料収納対策（２／３）

令和 7 年度計画の概要	令和 7 年度計画に係る主な取組												
○納付率等の目標 ・ 現年度納付率については14年連続の向上を図ることとし、令和 6 年度実績から1.0ポイント程度の伸び幅を目指す。 ・ 令和 6 年度分保険料の過年度 1 年目納付率及び令和 5 年度分保険料の最終納付率については、80%台半ば（前年度実績以上）を目指す。 ・ 口座振替及びクレジットカード納付の実施率は更なる納付月数の獲得のため利用促進を図り、前年度を上回る水準を確保。	○納付率等の目標 ・ 20歳到達者や若年層に対する納付督促を徹底すること等、納付に重点を置いた行動計画を策定し、計画的な事業推進に取り組んだ結果、令和 7 年度分保険料の現年度納付率は、外国人被保険者の増加、継続免除却下者の増加の影響を受けたものの79.6%となり、令和 6 年度末の78.6%から+1.0pt上昇。 ・ 令和 6 年度分保険料の過年度 1 年目における納付率は、長期未納者、免除等対象者、このままでは無年金・低年金となることが見込まれる者等への取組を実施した結果、令和 7 年度末で84.9%となり、令和 6 年度末の78.6%から+6.3pt上昇。また、令和 5 年度分保険料の最終納付率は令和 7 年度末で85.6%となり、令和 5 年度末の77.6%から+8.0pt上昇、令和 6 年度末の84.0%に対して+1.6t上昇。 【国民年金保険料納付率（取組実績）】 <table><tr><th></th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>現年度納付率</td><td>78.6%</td><td>79.6%（対前年度比+1.0pt）</td></tr><tr><td>過年度 1 年目納付率</td><td>84.0%</td><td>84.9%（令和6年度末比+6.3pt）</td></tr><tr><td>最終納付率</td><td>84.5%</td><td>85.6%（令和5年度末比+8.0pt）</td></tr></table> ○口座振替及びクレジットカードによる納付、スマートフォンの決済アプリ等による電子納付（コード決済）について、未納者及び法定納期限内に現金で納付している者等に対する利用促進に努めた結果、令和 7 年度末における口座振替及びクレジットカード納付の実施率は41.6%となり前年度末から0.1pt増加するとともに、コード決済の利用月数は前年度末から77.2万月増加し、若年者を中心に利用者が拡大。		令和 6 年度	令和 7 年度	現年度納付率	78.6%	79.6%（対前年度比+1.0pt）	過年度 1 年目納付率	84.0%	84.9%（令和6年度末比+6.3pt）	最終納付率	84.5%	85.6%（令和5年度末比+8.0pt）
	令和 6 年度	令和 7 年度											
現年度納付率	78.6%	79.6%（対前年度比+1.0pt）											
過年度 1 年目納付率	84.0%	84.9%（令和6年度末比+6.3pt）											
最終納付率	84.5%	85.6%（令和5年度末比+8.0pt）											
○地域の実情を踏まえた対策 ・ 年金事務所別の納付率水準に応じた分析に基づく施策により、納付率の向上に取り組む。 ・ 大都市圏の未納者数の多い年金事務所について、好調拠点と低調拠点の傾向の比較・分析を行い、必要な収納対策を実施。 ・ 沖縄県については、継続した取組に加え、未納者属性に応じた取組を強化することにより、更なる納付率向上を目指す。	○地域の実情を踏まえた対策 ・ 行動計画において年金事務所の納付率水準に応じた目標を設定するとともに、本部から年金事務所に提供した属性別の未納者のリストや、優先的に取り組むべき対象者のリストに基づき、各拠点の実情に応じたきめ細やかな対策を実施。 ・ 大都市圏における未納者数の多い年金事務所（2 課制：20か所）については、これまで 2 課制への体制整備や各課における役割の見直しを実施しており、当該体制を継続したことによる効率的な収納対策（各課の役割を明確化した収納対策の実施等）の実施により、現年度納付率は令和 7 年度末で79.0%、全国の納付率との乖離は0.5%となった。 ・ 令和元年度に発足させた沖縄プロジェクトにおいて、引き続き、沖縄県内の 6 年金事務所が各市町村と連携を図りながら、未納者割合の高い若年層や一部免除該当層等に対する取組に注力し、電話や戸別訪問による納付勧奨を効果的に実施したことにより、現年度納付率は令和 7 年度末で71.9%となり、令和 6 年度末の71.3%から+0.6pt上昇。												

国民年金の適用促進・保険料収納対策（3／3）

令和7年度計画の概要	令和7年度計画に係る主な取組
○外国人に対する納付督促・免除申請勧奨 ・納付及び免除申請のメリットを訴求した多言語による制度説明、届書の記載例を分かりやすく記載したパンフレット等を作成。 ・英語及び分かりやすい日本語を用いた催告文書を送付、多言語の催告文書をホームページに掲載等、周知媒体の充実を図る。 ・関係機関と連携を図り、外国人に対する適用・収納対策を実施。 ・留学や技能実習、永住者・定住者、国籍等の属性に応じた対策を講じる。	○外国人に対する納付督促・免除申請勧奨 ・外国人未納者に対して英語版の特別催告状を同封した納付督促を実施。また、海外からの転入者のうち、自主的な加入手続が行われない者への適用勧奨状に、やさしい日本語のリーフレットを同封するとともに、外国人向け特設ページを案内する二次元コードをリーフレットに掲載（令和7年6月～）。 ・外国人の利用の多いSNSとして新たにFacebookの利用を開始し、英語及び分かりやすい日本語による制度周知を実施（令和7年6月～）。また、窓口及び訪問における外国人対応をより円滑なものとするため、外国人被保険者の比率が高い19年金事務所等を対象とした翻訳機の導入（試行実施）を開始（令和7年7月～）。 ・一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）及び外国人技能実習機構（OTIT）との連携により、各地域の国際化協会（55団体）や監理団体（3,527団体）に対して、制度周知に係るリーフレットの設置等を依頼。また、各地域の国際交流協会等に対して制度周知の効果的な手法や協力連携を構築することが有効な関係団体、企業等の情報収集を実施。 ・各自治体の在留外国人に係る国籍や在留区分による統計資料を本部から年金事務所に提示することで、その地域の特性や実情に応じた取組を促進。 ・外国人に係る最終納付率（令和5年度分保険料）は55.0%（対前年度比+5.3pt）に上昇。

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

○お客様の手続負担の軽減と事務処理の効率化等を図る観点から、年金の手続きについて、紙や郵送から、順次、デジタル化を進め、各種オンラインサービスの拡充を図るとともに、利用促進に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は77.3%（令和8年3月末）となり、令和元年度の23.9%から53.4%上昇

